

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 第18条の2 <u>令和5年度から令和8年度まで</u> の各年度分の都市計画税の税率は、第132 条の規定にかかわらず、100分の0.27 とする。	附 則 第18条の2 <u>令和5年度及び令和6年度</u> の各 年度分の都市計画税の税率は、第132条の 規定にかかわらず、100分の0.27とす る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。